⑿　第１回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い

①　電子入札による場合　再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。

②　紙入札による場合　再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。

⒀　本掲示に関して詳細不明な点については、上記５⑴に掲げる担当課に照会すること。

⒁　電子入札制度等に関して詳細不明な点については、次に掲げる担当課に照会すること。

電子入札制度等に関する担当課

〒100―8930 東京都千代田区霞が関一丁目４番１号　首都高速道路株式会社　財務部契約課　電話03―3539―9319（ダイヤルイン）

⒂　詳細は「入札説明書」による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshitaka Miyata, President of Metropolitan Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the tunnel ventilation facilities at Yokohama Circular Northwestern Route

⑷　Time-limit for the submission of application forms for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 29 November 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 13 February 2017 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 10 February 2017) (Note that this may be subject to change)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Kanagawa Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―2―4, Shinkoyasu, Kanagawa-ku, Yokohama-shi 221―0013, TEL 045―439―0706

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 11 月 10 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　　41

⑵　工事名　（高負）高速横浜環状北西線他照明その他電気設備工事

⑶　工事場所　神奈川県横浜市青葉区下谷本町地先他

⑷　工事内容　照明設備、標識設備他、配管配線一式新設

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年９月30日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、材質、系統及び設置空間等）及び土木構造物の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加資格確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　技術資料は、持参により提出すること。

⑤　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成27・28年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。

⑶　単体又は共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

・自動車専用道路（道路法第48条の２第１項及び２項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道における入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、現場代理人（以下「配置予定技術者」という）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成29年７月１日（土）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第１項の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」とした者に限る。）に関する技術部門に合格した者

ウ　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第１項の規定による第１種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第２種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者

エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項の規定による第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第７項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者

オ　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成13年度以降に次に掲げる要件を満たす工事を完工した経験を有するものであること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事

上記工事の経験は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、技術資料の提出時に監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。